

< 総務省からのお知らせです >

第26回参議院議員通常選挙が行われます。

参議院は、3年ごとに議員の半数を改選することが憲法に定められており、今夏に第26回参議院議員通常選挙の執行が予定されています。参議院議員通常選挙では、「選挙区選挙」と「比例代表選挙」が同時に行われます。

選挙制度を御理解いただき積極的に投票に参加していただくために、各投票方法について御案内いたします。

○投票について

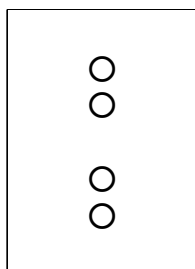
1 投票方法

(1) 選挙区選挙

「選挙区選挙」は、各都道府県の区域を選挙区とし、選挙区ごとに決められた数の議員を選ぶものです。ただし、鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域が選挙区となります。

投票に当たっては、所定の投票用紙に選挙区選挙に立候補している「候補者名」を記載してください。

<投票用紙の書き方(例)>



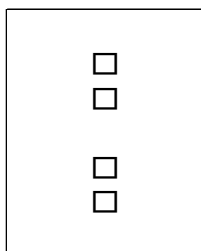
(候補者名)

(2) 比例代表選挙

「比例代表選挙」は、全国を一つの単位として議員を選ぶものです。

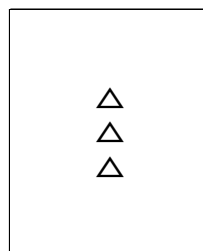
投票に当たっては、候補者名簿に記載された「候補者名」又は候補者名簿を届け出た「政党名」のいずれかを所定の投票用紙に記載してください。

<投票用紙の書き方(例)>



(候補者名)

又は



(政党名)

2 投票時間

原則、午前7時から午後8時までです。投票所によっては、異なる場合もありますので市区町村の選挙管理委員会にご確認下さい。

3 投票所入場券、選挙のご案内など

多くの市区町村では、公示日以後、有権者に対して、投票所入場券や選挙のご案内などの通知が配られます。これらを投票の際に持参すれば手続きがスムーズに進みます。なお、投票所入場券等を忘れた場合でも、本人であることが確認できれば投票できます。

4 投票所への立ち入り

選挙人と一緒に、18歳未満の子供や、選挙人の補助者・介護者なども投票所に入ることができます。

5 期日前投票と不在者投票

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、投票日に投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票や不在者投票制度を利用して投票をすることができます。また、引っ越して3か月経過していない場合でも、旧住所地で期日前投票や不在者投票を行うことができる場合があります。

期日前投票や不在者投票ができる期間は、公示日の翌日から投票日の前日までです。

期日前投票の投票時間は通常午前8時30分から午後8時までですが、期日前投票所により異なる場合があります。

6 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方については、特例郵便等投票の制度があります。

詳しくは、お住まいの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

○「贈らない、求めない、受け取らない」の「三ない運動」を行っています。

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

違反すると処罰されます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。